

広島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の事業税、不動産取得税及び軽油引取税に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成二十二年において生じた損失の金額として、平成二十三年度以後の年度分の雑損控除額の控除の特例を適用することができることとした。

2 法人の事業税

東日本大震災に伴い条例第二十三条第二項の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付をすることを要しないこととした。

3 不動産取得税

(一) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じることとした。

(二) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じることとした。

4 軽油引取税

揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置について、その適用を停止することとした。

二 施行期日

公布の日